# 平成27年度さいたま市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病		床			数		5 (	67床
(2)	年 間	入	院	患	者	数	170,	1 9	90人
(3)	年 間	外	来	患	者	数	2 3 9,	5 9	98人
(4)	一目	平 均	入	院息	息 者	数		4 (	65人

(5) 一日平均外来患者数(6) 主要な建設改良事業

市立病院ESCO・防災エネルギーセンター更新事業 事業費

2,248,058千円市立病院施設整備事業 事業費1,323,450千円医療機器等整備事業 事業費438,831千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入			
第1款	病院事業収益			14,	751,	0 4 8 千円
第1項	医 業 収 益			13,	566,	786千円
第2項	医 業 外 収 益			1,	184,	260千円
第3項	特別利益					2千円
		支	出			
		<i></i>	ш			
第1款	病院事業費用	7	Щ	14,	7 5 1,	0 4 8 千円
第1款 第1項	病院事業費用 医 業 費 用		Н			0 4 8 千円 5 7 0 千円
	,				2 4 9,	
第1項	医業費用				2 4 9,	5 7 0 千円
第1項第2項	医 業 費 用 医 業 外 費 用				2 4 9, 4 9 4,	570千円 436千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,565,092千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補塡するものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入

2,683,691千円

986人

第1項	企 業	賃 債			2,	000,	300千円
第2項	出資	金				575,	6 1 0 千円
第3項	固定資産	売却代金					1千円
第4項	国庫補	〕助 金				107,	779千円
第5項	県 補	助 金					1千円
			支	出			
第1款	資本的	支 出			4,	248,	783千円
第1項	建設改	良費			4,	034,	3 9 5 千円
第2項	企業債	償 還 金				2 1 4,	388千円

### (継続費)

### 第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年 度	年割額(千円)
	- 71 -D 7/ -b -th	市立病院立体駐車場	010 000	平成 27 年度	682, 460
1 資本的支出	1建設改良費	建設工事	819, 280	平成 28 年度	136, 820

### (債務負担行為)

# 第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
市立病院環境影響評価書作成業務	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	50,912 千円

#### (企業債)

## 第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院ESCO・防災エスセラー	1, 264, 300 千円	普通貸借又は	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方れる で借り入れる 資金にかっての で、利率の でしを行った	政府資金等についてはその融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、財政 の都合により据置期間及び償
市立病院施設整備事業	736,000 千円	証券発行	後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	還期間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら ない。

(1) 給 与 費

7, 119, 688千円

(2) 交 際 費

414千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,508,332千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	血管造影装置	一式

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水勇人